

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

令和5年1月20日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授)において、卸料金の適正性の確保に係る規律の詳細について検討し、同研究会での議論を踏まえて省令案を作成。

改正後の電気通信事業法(令和5年6月16日施行)

第38条の2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、**総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項**を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

2【新設・特定卸電気通信役務の提供義務】 **特定卸電気通信役務(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)**を提供する電気通信事業者は、**正当な理由がなければ**、その業務区域における当該**特定卸電気通信役務の提供を拒んでは**ならない。

3【新設・特定卸電気通信役務に係る情報の提示義務】 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時まで、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて**当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項**を提示するよう求められたときは、**正当な理由がなければ、これを拒んでは**ならない。

4【新設・特定卸電気通信役務に係る業務改善命令】 総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

諮問事項

(1) 特定卸電気通信役務の範囲(第2項関係)

- ・ 特定卸電気通信役務の範囲から除く「**電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない役務**」を定める。※告示は諮問対象外

(2) 情報提示義務を課す事項(第3項関係)

- ・ 特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れを受けた際に、卸先事業者への提示を拒んではならない「**協議の円滑化に資する事項**」を定める。

(3) 卸電気通信役務に関する届出事項の整理(第1項関係)

- ・ 特定卸電気通信役務に係る規律の整備に伴い、卸電気通信役務の提供の業務に関する総務大臣への届出事項を整理する。

諮問対象外の事項

(4) 役務提供義務及び情報提示義務の例外(第2項及び第3項関係)

- ・ 関係するガイドラインにおいて、卸元事業者が役務提供及び情報提示を拒むことができる「**正当な理由**」の範囲を明確化する。

(5) その他の規定整備

(1) 特定卸電気通信役務の範囲

省令改正案

(電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲)

第25条の7の5【新設】 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる**電気通信役務**(当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。)以外のものとする。

- 一 **FTTHアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。次条第二項において同じ。)
- 二 **携帯電話**(様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。)又は**全国BWAアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)
- 三 その他総務大臣が**別に告示するもの**

新規告示案

電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の告示で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

- 一 **光信号伝送用の第一種指定端末系伝送路設備を用いて提供されるIP電話**(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいい、電気通信事業法施行規則第十四条第三号に規定する電気通信役務を除く。)
- 二 **セルラーLPWA**(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。)を用いる**電気通信役務**(電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第二号に該当するものを除く。)

規定の趣旨

① 特定卸電気通信役務の範囲

- ・ 指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のものが、特定卸電気通信役務の範囲となる。
- ・ 広く一般利用者が利用するサービスの提供のため、多くの電気通信事業者に用いられるという観点から、次の役務を特定卸電気通信役務の範囲とする。(その利用者に対して現に提供していないものを除く。)
 - i) FTTHアクセスサービス(第1号)
 - ii) 携帯電話、全国BWAアクセスサービス(第2号)※1
 - ※1 3.9-4G、5G対応のものに限る。
 - iii) 別に告示で定める役務(第3号)※2
 - ※2 市場の競争環境に変化が生じた場合に、特定卸電気通信役務の範囲を柔軟に見直すため、競争環境を踏まえるべき一部の役務については、告示において特定卸電気通信役務の範囲とする。

② 特定卸電気通信役務の範囲を別に定める告示(諮問対象外)

- ・ 現時点においては、次の役務を告示に規定する。
 - iv) **光IP電話** (「光回線電話」を除く。)
 - v) **セルラーLPWA**
- ・ 光IP電話については、固定電話のIP網への移行に伴い、**双方向番号ポータビリティが可能となった場合には、特定卸電気通信役務の範囲から除外する**(別途改正予定)。

(2) 情報提示義務を課す事項

省令改正案

(法第38条の2第3項の総務省令で定める事項)

第25条の7の6【新設】 **法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。**

- 一 **接続料相当額**(特定卸電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者(以下この号において「卸元電気通信事業者」という。)が、当該特定卸電気通信役務と**同等の電気通信役務を**、当該特定卸電気通信役務の用に供する電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を**接続することにより提供しようとする場合に卸元電気通信事業者が取得すべき金額**(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関しては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものとする。)に**相当する額**であつて、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位(前条第三号に規定する電気通信役務については、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位で算定することができない合理的な理由があるときは、当該特定卸電気通信役務の提供の態様に照らして適切な単位)で算定するものをいう。次号及び次項において同じ。)

二 特定卸電気通信役務に関する**料金と接続料相当額との差額の用途**

2【新設】前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する**FTTHアクセスサービスに係る前項第一号の事項の提示については、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を表すものとして次の式により算定した数**(以下この項において「**接続料相当額指数**」という。)を**提示すれば足りる**。ただし、最初に接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については、次の式中「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数」とあるのは「100」と、「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とあるのは、「最初に接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とする。

接続料相当額指数 = 前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数 × (接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額 ÷ 前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額)

規定の趣旨

① 情報提示義務を課す事項(第1項)

- 指定設備設置事業者は、他の電気通信事業者から特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れを受けた場合において、当該事業者から求めがあったときは、正当な理由なく、卸電気通信役務の**料金の算定方法及び特定卸電気通信役務の提供に関する協議の円滑化に資する事項を提示を拒んではならない。**
- 卸料金の高止まりに関する指摘の背景にあった、卸元事業者が提示する情報量の不足を補う観点から、協議の円滑化に資する事項として次の事項の提示義務を課す。**
 - 接続料相当額**

※ 卸元事業者が、特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を「接続」により提供しようとする場合に卸元事業者が取得すべき金額に相当する額であつて、特定卸電気通信役務の料金と同一の単位で算定するもの。
 - 卸料金と接続料相当額の差額の用途**

② FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額の提示の特例(接続料相当額指数の算定方法)(第2項)

- FTTHアクセスサービスについては、競争状況への影響等を勘案して、接続料相当額そのものの提示義務は課さず、接続料相当額の水準を表す指数(接続料相当額指数)を提示すれば足りるものとする。**
- 接続料相当額指数は、最初の提示日**(施行の際現に提供されている特定卸電気通信役務については前事業年度最終日(P.9参照))における**接続料相当額を100とした情報提示時点における接続料相当額の指数とする。**

省令改正案

(法第38条の2第1項の総務省令で定める事項)

第25条の7【改正】 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(一～三 略)

四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者(以下「卸先電気通信事業者」という。)ごとの次に掲げる事項

(イ～フ 略)

一 **第一種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務**

(一～四 略)

二 **第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはBWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)であつて特定卸電気通信役務以外のもの(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。)**

(一・二 略)

規定の趣旨

- ・ 現在、指定設備設置事業者は、指定設備を用いる卸電気通信役務全てについて届出義務が課されるとともに、特に公正競争を確保する必要性が高い

i) FTTHアクセスサービス

ii) 携帯電話、BWAアクセスサービス

の卸電気通信役務を、不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい者※1に対して提供する場合は、提供内容・料金等の事項及び契約書等の写し等、詳細な届出を義務付けている。

※1 FTTHアクセスサービスについては、全卸先事業者(契約書等の写しの届出については、一部の卸先事業者)

① 特定卸電気通信役務に係る整理

- ・ 電気通信事業者間の適正な競争に及ぼす影響が少なくない卸電気通信役務たる特定卸電気通信役務について、詳細届出の対象に追加※2する。

※2 具体的には、現時点においては光IP電話等が詳細届出の対象に加わる。

② 5G対応のBWAアクセスサービスに係る整理

- ・ 令和2年8月に無線設備規則(第3条第12号の2)にBWAアクセスサービス(5G対応)に係る規定が追加されたことを踏まえ、詳細な届出の対象である「BWAアクセスサービス」においても5G対応のものが含まれることを明確化する※3。

※3 電気通信事業報告規則第4条の9(第二種指定電気通信設備設置事業者の特定関係法人における卸電気通信役務に係る報告義務)においても同旨の改正を行う。(諮問対象外)

○ 特定卸電気通信役務に係る役務提供義務及び情報提示義務については、それぞれ「正当な理由」がある場合は提供・提示を拒めることとしているが、「正当な理由」の範囲について、関連するガイドライン(※)において明確化する。

(※) 固定通信分野に関しては、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成27年2月策定、令和元年9月最終改定)、移動通信分野に関しては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年策定、令和3年12月最終改定)において明確化する。

① 役務提供を拒める「正当な理由」

- 電気通信事業法が規定する電気通信回線との接続を拒める場合と同等の正当な理由がある場合、特定卸電気通信役務の提供を拒むことができる。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

- 以上の「電気通信回線との接続を拒める場合と同等の正当な理由」には、移動通信分野において、MNOがBtoBtoX型のビジネスを提供する中でMNOがパートナー企業に特定卸電気通信役務を提供する場合であって、当該MNOが他のMVNOに当該特定卸電気通信役務を提供する事で、当該パートナー企業の知的財産権を侵害する場合等も含まれる。

② 情報提示を拒める「正当な理由」

- 例えば、次のような場合については、情報提示を拒める「正当な理由」に該当する。
 - i) 当該事項が、卸提供事業者が他の電気通信事業者と締結した秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事業者のみに係る事項であることが明らかである場合
 - ii) 当該事項が、卸提供事業者が提供する役務(卸電気通信役務を除く。)の設計に関する営業秘密であって、当該事項を提示することにより、卸提供事業者の競争上の地位を不当に害する場合
- 単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由に当たらない。

改正後の電気通信事業法(令和5年6月16日施行)

第39条において準用する第35条第1項

総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し第三十八条の二第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、同項に規定する正当な理由があると認めるとき及び第一百五十六条第二項において準用する第一百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

省令改正案

(特定卸電気通信役務の提供に係る申立て)

第25条の9【改正】 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の二の申立書を、法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の三の申立書を提出しなければならない。

様式第19の2(第25条の9関係)【新設】

特定卸電気通信役務に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

(略)

特定卸電気通信役務の提供に関する協議が 不調 不能 のため、電気通信事業法第39条において準用する同法第35条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

(略)

規定の趣旨

特定卸電気通信役務の提供に係る申立て

- 特定卸電気通信役務の提供に関する協議において、協議が不調又は不能となり、かつ、一方当事者の申立てがあつた場合には、総務大臣は、正当な理由がある場合等を除き、特定卸電気通信役務の提供に関する契約の協議の開始・再開を命ずる。
- 省令において、申立てに係る 様式の整備を行う。

省令案(附則)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、**電気通信事業法の一部を改正する法律**(令和四年法律第七十号)の**施行の日**(令和五年六月十六日)から**施行する**。

(経過措置)

- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、**この省令の施行の際現に提供する**電気通信事業者の電気通信事業の用に供する**FTTHアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。)について、**最初に**この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)第二十五条の七の六第二項の規定による**接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については**、同項ただし書の規定にかかわらず、**次の式により行うものとする**。

接続料相当額指数 = $100 \times (\text{接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額} \div \text{前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額})$

- 3 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている事項について、**新施行規則第二十五条の七の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければならない**。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りでない。
- 4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であって、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、この省令の施行の際現に電気通信事業報告規則第四条の九の規定により報告している事項について、**この省令による改正後の電気通信事業報告規則第四条の九の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない**。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りでない。

規定の趣旨

① 施行期日(第1項)

- ・ 本省令は、法の施行日に施行する。

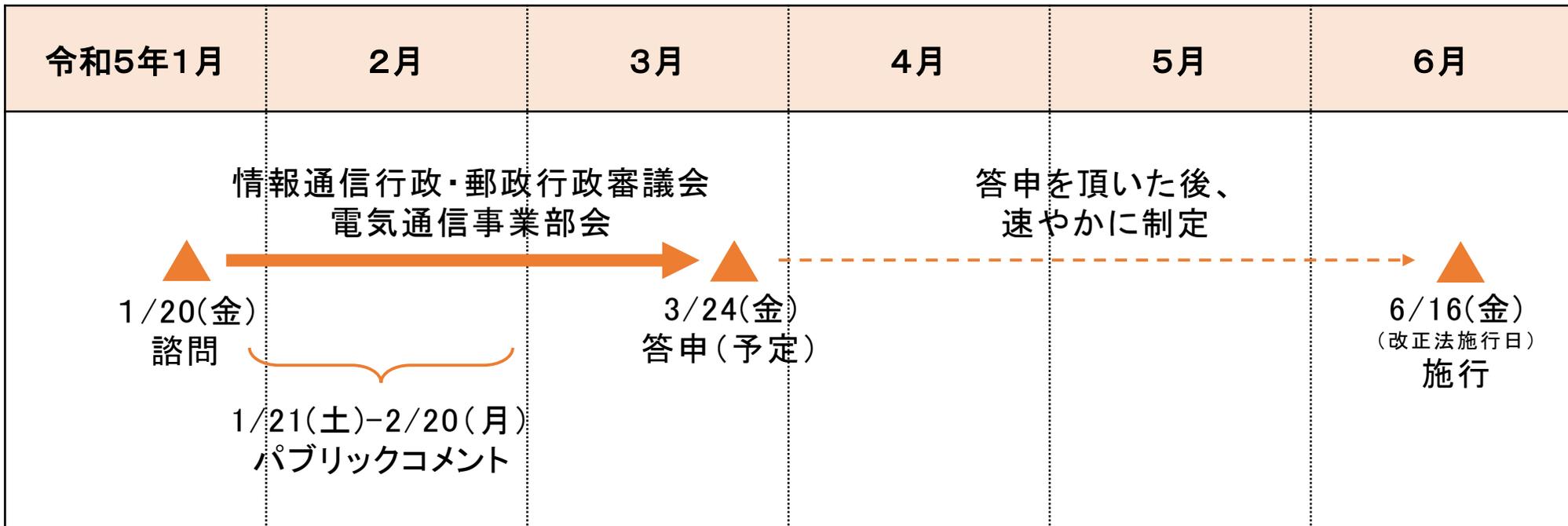
② 接続料相当額指数に係る経過措置(第2項)

- ・ この省令の施行の際現に提供されているFTTHアクセスサービスの卸(NTT東日本・西日本の光サービス卸)に関する経過措置(施行初年度の接続料相当額指数の算定方法)を規定する。

③ 卸電気通信役務に関する届出に係る経過措置(第3項)

- ・ 卸電気通信役務に関する届出事項の整理(P.6)に伴う経過措置を規定する。

※ 第二種指定電気通信設備設置事業者の特定関係法人における卸電気通信役務に係る報告義務についても同旨の経過措置を規定(第4項、諮問対象外)



(参考) 接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

- 令和4年9月27日(火) 第62回会合(事務局より論点案の提示、議論)
- 10月19日(水) 第63回会合(卸先事業者等(テレコムサービス協会FVNO委員会、同MVNO委員会、日本インターネットサービスプロバイダー協会(JAIPA))からヒアリング)
- 11月15日(火) 第64回会合(指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)からヒアリング)
- 11月30日(水) 第65回会合(事務局より制度整備に関する論点整理案の提示、議論)
- 12月21日(水) 第66回会合(事務局より制度整備に関する骨子案の提示、議論)